

# 2005年日独弁理士交流会報告

## 国際活動センター 欧州部

### 目次

- 1. はじめに
- 2. 訪問スケジュール
- 3. クローズドミーティング
- 4. オープンセミナー
- 5. ポンピドー・EPO 長官表敬
- 6. ドイツ連邦特許裁判所訪問
- 7. EPO 担当官との意見交換
- 8. ドイツ特許商標庁への訪問
- 9. 最後に

### 1. はじめに

国際活動センターでは、欧州部の活動として、欧州部員が中心となり、かつ、公募による多数の一般会員の参加を得て、一色副会長を団長とする、全26名からなる日本弁理士会・ドイツ訪問団を結成し、平成17年9月19日(月)にドイツ・ミュンヘンにてドイツ弁理士会との交流会を共同開催した。また、翌20日(火)には、EPO(欧州特許庁)、ドイツ特許商標庁、連邦裁判所を表敬訪問して歓迎を受けると共に、意見交換を行い多くの有用な情報を入手することができた。

従来、日本弁理士会と米国実務家との間の情報交換は、AIPLAと日本弁理士会との関係から明らかなように、長年の安定した関係が構築されている。しかしながら、欧州の知財関連情報の入手に関しては、過去においては、各国の弁理士会が来日した際に、個別的、単発的な交歓会の開催は行われていたが、特定の弁理士会、民間団体との継続的な関係の成立には至っていない。

現在、世界の特許行政は日、米、欧の「三極」構成で動いており、欧州、特に、EPO、WIPOの動向抜きには、世界の知財の方向性を語れなくなってきている。

このような観点から、一昨年より、欧州の民間団体との交流および、WIPOで行われる会合への出席を通じて、欧州の知財情報を入手し会員への周知を行うと共に会務への反映を図ることを主なミッションとし

て、国際活動センターに「欧州部」が創設されて活動してきている。

一昨年は、CIPA(英国弁理士会)が来日し、日本弁理士会を公式訪問した際に、共同でセミナーを開催しているが、昨年のドイツ弁理士会訪問もこのような観点から行われたものである。以下にその内容を報告する。

### 2. 訪問スケジュール

訪問スケジュールは以下のとおりである。

#### 9月19日(月)

- 午前：ドイツ弁理士会とのクローズドミーティング
- 午後：オープンセミナー、EPO長官表敬
- 夜：ドイツ弁理士会主催歓迎会

#### 9月20日(火)

- 午前：連邦特許裁判所表敬訪問
- 午後：EPO見学及びドイツ特許商標庁表敬訪問
- 夜：日本弁理士会主催答礼レセプション

### 3. クローズドミーティング

訪問スケジュールは、19日午前中のクローズドミーティングから始まった。クローズドミーティングは、ドイツ弁理士会(Patentanwaltskammer)の事務局の



ドイツ弁理士会でのクローズドミーティング

あるビル内の会議室において行われた。ドイツ弁理士会は、ミュンヘンの市内のEPOに近い場所にあり、場所の規模としては日本弁理士会よりも小規模である。また、同じビルの他のフロアにはEP弁理士の団体であるEPI（欧州弁理士協会）の事務局が所在している。

ドイツ弁理士会側は、会長のEugen Popp (president)氏以下、19名が出席し、日本側は、一色副会長、藤村国際活動センター長、同高見副センター長、その他欧州部員10名が出席し、双方の弁理士会の組織の紹介、その他、会としての政策的な問題の検討を行った。

なお、会場の広さの問題から、一般参加者は出席不可能であることがドイツ側から事前に伝えられており、一般参加者はこの時間を利用してツアーコンダクター付きのミュンヘン市内観光を行った。

(a) ミーティングでは、まず、日本側およびドイツ側の双方が、「弁理士会の歴史、組織、弁理士制度の紹介」を簡単に行った。ドイツでは1900年5月21日弁理士法が制定され、1930年代初めに弁理士会が結成され、1966年弁理士法が改正され、活動分野、教育システムを規定したとのことである。

(b) その後、日本側から、日本の弁理士法改正に関連する議題として、「弁理士の職域」に関する質問がされた。これに対し、ドイツ側からは、「ドイツ弁理士の職域はIPに関するすべての事項に及び、対特許庁事項に限定されず、また、ドイツ国内のIP関連事項に限定されない。すなわち、ドイツ弁理士の職域は、基本的に、IPに関する法的アドバイス全般に及び、特許庁（ドイツのみならず、イギリスやオーストリアなどの他国の特許庁も含む）への手続、連邦特許裁判所における事件の代理、民事訴訟事件（補佐人として関与する。なお、現在、弁理士単独で代理できるようにする動きがある）に及ぶ。」旨の回答があった。

(c) また、同様に、日本弁理士法改正に関係するテーマとして、日本側から、「弁理士試験及び弁理士の研修制度」に関する質問がなされた。

これに対し、ドイツ側からは、「ドイツ弁理士になるためには、理工系大学卒業資格及び、刑法を除く一般法の履修が必須である。そして、理工系大学卒業後、産業界又は大学での1年間の実務経験が必要となる。その後、少なくとも34ヵ月のトレーニング（26ヵ月間弁理士の下で実務研修、2ヵ月間の地方裁判所（主

に民事裁判所）での研修、及び6ヵ月間の連邦特許裁判所での研修）が必要であり、さらに、上記の34ヵ月のトレーニングの間に、一般法を履修（弁理士会が通信の講座を提供している）することが必要となる。この条件をクリアした後、初めて、弁理士試験（法律科目のみ）の受験資格が得られ、試験に合格することにより弁理士資格を得ることができる」旨の回答があった。

また、「上記弁理士試験受験資格を得るためのトレーニングとして、外国の特許事務所での実務研修を受けることもできる。トレーニングに要する費用は、主に、弁理士が負担（政府からの若干のサポートあり）する。」旨、さらに「弁理士になるためのトレーニングを弁理士会がコントロールしており、このような制度は他の専門職のシステムにはなく、多分、諸外国にも例を見ないユニークな制度である。」との説明があった。

(d) ドイツ弁理士会の組織に関しては、「総会（General Assembly）と役員会（Executive Board）があり、総会は年2回で、役員は18人で4年任期であり、2年ごとに半数を選挙で選ぶ。会長は役員会が選挙で選ぶ。委員会としては、Professional duties; Social matter; Peace and Churches; General professional matters（教育を含む）; Legal matters & IP matters がある。」旨の説明があった。

(e) また、「ドイツ弁理士とACP（弁護士依頼者守秘特権）」というテーマに関しては、米国においてドイツ弁理士にACPが認められた事案があるか否か、という質問に対し、「Heidelberg Harris, INC. v. Mitsubishi heavy industries, LTD. and MLP U.S.A., INC.」がある、旨の回答があった。

この米国判決においては、「ドイツ弁理士は、業務の実態からして、実質的に米国特許弁護士と同様の役割を果たしているため、米国においてもACPを認めてもよい、という論旨である」旨の回答があった。また、「ドイツでは、民事訴訟法と刑事訴訟法で医者や弁護士といった職務に基づく証言拒絶権がドイツ弁理士にも認められている。」旨の回答があった。

(f) 最後に、先年より日本弁理士会が問題としてきている「米国IDS制度」に関しては、日本側の「安全サイドに立つと膨大なコストがかかり、問題が多い。例えばWIPOの場で、米国IDSの問題を取り上げてはどうか？」という問いかけに対し、ドイツ側は、「我々

も日本サイドの意見に同意する。WIPO – SPLT の協議において、問題点を指摘することは可能ではないか。このような場合、日本をサポートする。」旨の回答があった。

#### 4. オープンセミナー

午後には、ドイツ弁理士会会員を対象としたオープンセミナーを開催した。日本弁理士会によるこのようなセミナーは初めてのものであったが、ドイツ側の多数の出席者を得て成功裏に行うことが出来た。

会場は、欧州特許庁（EPO）の128号室で、出席者は、ドイツ弁理士側約70名、日本弁理士会側は訪問団の全員26名であった。プレゼンテーションは、以下のようなテーマで行われた。

##### 講演テーマ：「日本に於ける知的財産権を巡る最近の動向について」

- 第1部 最近の知的財産権法に関連する法改正の動きについて：
- 第2部 知的財産権取得に関連する最近の法改正の動向について：
- 第3部 知的財産権の活用と保護に関する最近の法改正（民訴法改正も含む）並びに裁判所法改正の動向について：

#### 5. ポンピドー・EPO 長官表敬

オープンセミナーの後、別室へ移動し、一般会員を含め訪問団全員によりアラン・ポンピドー長官を表敬訪問した。EPOは日本にとって米国に次ぐ第二の出願件数を占めその重要性は増していること、JPOとEPOとの緊密な連携により良い審査システムを促進



EPO 長官表敬訪問

することが期待される、との発言があった。

また、三極特許庁がより良い審査システムを実現していく上で、電子出願が第一ステップであり、電子翻訳についても有用であること、また、審査結果の利用については、各国の審査タイミングが問題であって、例えば日本の早期審査が良好な品質で行われれば、相互利用に資することになるとの発言があった。

長官は大変気さくな人柄で、訪問団との質疑を終えた後も、各団員と個別に挨拶を交しておられた。

#### 6. ドイツ連邦特許裁判所訪問

翌20日は、訪問団全員による政府機関の訪問バスツアーを企画しており、午前中には、ドイツ連邦裁判所を訪問した。全員が全く初めての訪問であると思われる。

ドイツ連邦特許裁判所は、ミュンヘン市南部の緑地の多い閑静な地域にある。ドイツ連邦裁判所所長 Dr. Landfermann から、挨拶、及びドイツ連邦特許裁判所と日本の知財高等裁判所との概略の比較等があり、その後、Judge Ms. Susanne Werner 及び Judge Mr. Engeless から、ドイツ特許制度、ドイツ連邦特許裁判所の機能その他について以下のような説明がされた。

(a) ドイツ連邦特許裁判所は、1961年に設立された。ドイツ連邦特許裁判所の管轄は、ドイツ特許商標庁の決定に対する不服審判、特許権等の無効の決定、特許異議決定（2002年1月から2006年6月まで）、強制実施権付与の指令、連邦庁の植物品種の決定に対する上訴等である。ドイツ連邦特許裁判所の上級裁判所は、連邦最高裁判所（Federal Supreme Court of Justice）である。

(b) 特許権等の侵害の裁判は、民事裁判所で扱われる。特許侵害事件の第一審を行う裁判所は全16州で12の裁判所（地方裁判所）がある。第二審を行う裁判所は、第一審を行う地方裁判所の上訴管轄を有する州の控訴裁判所であり、第三審を行う裁判所は、連邦最高裁判所である。

(c) 民事裁判所は、侵害事件において特許権等を無効にすることはできない。特許権等の無効の決定は、ドイツ連邦特許裁判所のみができる。地方裁判所は、特許侵害事件の裁判において特許無効を判断することができないから、ドイツ連邦裁判所においてその特許の無効が提起された場合は、地方裁判所は、ドイツ連

邦特許裁判所の特許無効に関する判断を待つため、特許侵害事件の裁判を中断することができる。侵害訴訟は、中断されても、通常、特許無効は速やかに行われるので問題とはならない。

(d) ドイツ連邦特許裁判所の2005年1月時点の判事は123人であり、58人が技術的資格を有し、65人が法的資格を有する。13の技術審判部門、4つの無効部門、9つの商標審判部門、1つの法律審判部門、1つの実用新案審判部門、1つの植物品種審判部門の全29部門(Boards)がある。

(e) ドイツ連邦特許裁判所は、技術専門家である裁判官を有するドイツにおける唯一の裁判所である。技術専門家である裁判官は、事実上、ドイツ特許商標庁の審査官の中からのみ採用される。法律専門家である裁判官は、判事の勉強及び訓練を終えていることが必要であり、十分な経験を経た後に任命される。ドイツ連邦共和国大統領が裁判官を任命するが、その権限は法務大臣(the Federal Minister of Justice)に委譲されている。

(f) 無効部門は、4人の技術的資格を有する陪席裁判官及び1人の法的資格を有する裁判長により構成される。

## 7. EPO 担当官との意見交換

20日(火)の午後には、イザール川沿いにあるEPOビルではなく、PschorrHöfe Buildingの方のEPOオフィスを全員で訪問し、説明を受けると共に、質疑応答を行った。ここでは、電子図書館のホルライザー担当官による、EPOの取り扱う特許情報に関する概要説明をいただいた。日本側との質疑応答の概要は以下のとおりである。

### (1) 審査の現状について

(a) 業務効率向上を図るための施策である審査官のBEST化プロジェクト(BEST: Bringing Examination and Search Together)がほぼ完了し、現在では、ヘーグ、ミュンヘン、ベルリンにおいて統一されたシステムを用いて、EPO審査官が全件サーチを行っている。日本では審査迅速のため、近年、サーチのアウトソーシングを開始したが、EPOでは当面は、アウトソーシングを導入する計画はない。JPOで試行されている和英間の機械翻訳と同様、EPOでも間もなくオフィシャ

ル言語3カ国(英独仏)の翻訳システムが利用可能となる。

(b) EPOの審査官数は、現在、約6,000人で、1995年当時は3,500人だったので、この10年以内にほぼ倍増した。今後は、出願増加に伴い、年間200人の割合で5年間(合計1,000人)の採用を計画しているが、有能なスタッフを毎年採用するのは容易でない。審査官には、Phd、3つの公用言語(英・独・仏)使用能力、技術力(特にコンピューター、通信、電気)が求められる。

(c) 審査官になると、3カ月の研修コース2回への出席が義務づけられ、熟練審査官(tutor)の下で2年間、サーチおよび審査のチェックを受け、その間は両者がサインする。その後、審査官として完全に独立する。今年からは、更に、以下のとおり無作為のダブルチェックを受けることとなった。

(d) 長官の意向としては、業務の品質が最優先であり、今年、EPO内で大きな再編成を実施した。その中で「品質の指針に関する指導書(Quality Principal Directory)」を作成し、全手続き全審査官を対象に、EPOにおける3拠点内での品質ハーモナイズのため、ダブルチェックの実施を始めた。具体的には、EPO内に品質部門(Quality Department)を設置し、事件を無作為に抜き出してダブルチェックを行っている(サーチから許可・拒絶に至るまで)。即ち、グループ内のシニア審査官が、サーチ(データベース・クラスの適正さ)、フォーマリティ、審査内容をそれぞれ評価し、結果は審査官へフィードバックされる。現在のところ問題なく、品質レベルは確保されているものと判断している。

### (2) 三極フレームワークについて

(a) 三極サーチ利用に関しては、欧日間ではJPOの機械翻訳を利用、欧米間では特別なシステムを開発し、翻訳以外の情報(グラフィック、テキスト、サーチ結果)を利用している。

(b) 三極審査協力(Pilot Project)に関しては、サーチ戦略、データベース、キーワード等につき、日本および米国との間で情報交換している。11月開催の三極会議後に今後の方策が決定される。欧日は、いずれも審査協力に前向きである。

(c) 日本弁理士会としては、米国のIDS(情報開示

制度)を懸念している。コストの理由から、少なくとも JPO と EPO から出されたサーチレポートの提出義務を軽減したい希望があり、今後とも、ユーザー会議等の場で積極的に提言を行ってゆく必要があろう。

### (3) その他

EPO の料金については、出願件数とバランスをとるべきであり、また、日米特許庁の料金も視野に入れ、競争力ある料金となるように考慮して決めている。数年前に料金値下げして以来、出願件数も増大したので、当面は値上げを要する状況にない。

## 8. ドイツ特許商標庁への訪問

欧州特許庁 (PuschorffHöfe Building) での意見交換を終えた後、訪問団全員でドイツ特許商標庁へ向かった。ドイツ特許商標庁は、前日に訪問した EPO (Isar Building) に隣接している。会議室へ案内される途中に通過した人集りのある部屋では、ドイツの弁理士試験が行われていた。

長官の Dr. Schade および担当官 2 名の同席のもと、訪問団との意見交換を行ったが、各質問に対して長官から直接、丁寧に応答がなされた。意見交換の概要は以下のとおりである。

### (1) ドイツ特許商標庁 (GPTO) の職掌について

(a) GPTO では、あらゆる分野の知的財産権および著作権を扱い、ミュンヘン、イエナおよび旧庁あったベルリンの 3 拠点に、約 2600 人スタッフを抱えている。独立した 2 つの仲裁委員会が付設されており、GPTO 職員が非常勤でその委員を務めている。2004 年、東京で JPO (日本特許庁) と討議した際、出願人に対する外国への特許および商標の出願に関するアンケートへの協力をお願いしたとのこと。その結果を得て、外国ユーザーのニーズを捉えたい考えである。

(b) 過去は、GPTO に審判部は属していたが、50 年代終わり～60 年代始めに、独立した行政裁判所とすることが提案された。行政裁判所は特許に関する経験と知識がなかったため、独立した連邦特許裁判所が設立され、GPTO の決定に対する不服申立、無効手続きを所轄している。

### (2) 欧州特許庁、欧州特許条約との関係およびハーモナイズについて

(a) EPO とは良好な協同関係にあり、例えば、ドイツの出願人は、まず国内出願に伴って審査請求を行い、その後 8～10 ヶ月して第一審査結果を受け、有効性を判断した上で優先期間内に EPO へ出願することが多い。料金の高い EPO 出願に際して慎重を期すことができ、外国出願人にとっても有用な方法と思われる。

(b) 欧州特許条約とドイツ国内法は同じではなく、法律的にはハーモナイズされていない。EPC は、アングロサクソン水準ではなく、ドイツ・オランダ水準を基本とすることを決めた経緯があるものの、例えば、GPTO は以前、付与前異議を採用するなど多少の相違はあった。なお、その後、EPO と同様の付与後異議にドイツ国内法は改正された。

(c) 欧州中の裁判官が年一回、一同に会し、ハーモナイズを志向すべく、特許に関する法律問題や決定について議論している。完全なハーモナイズには至っていないが、95%はハーモナイズされていると言え、その相違は大きくない。ただ、コンピュータ・ソフトウェア関連発明については、EPO とドイツ国内裁判所での判断に若干の相違がある。欧州諸国の間にも相違があり、幾分は同じ水準ではあるものの完全にはハーモナイズされていない。また、特に、バイオテクノロジーの分野においては、ある種の相違があり、ドイツの立法は、EPO より規制が多い。三極会議 (EPO, JPO, USPTO) でのハーモナイゼーションの議論にも参画しており、より良くハーモナイズするよう努力している。

(d) 品質水準については、GPTO, EPO とともに良好である。両者は独自に電子アーカイブとして優れたサーチシステムを有しており、相互に利用可能となっている。進歩性の考え方については、若干、出願人によると、ドイツの方が水準は高いと言われるが、個々の審査官にも依るが相違は大きくない。

(e) 侵害裁判所として信頼性が高く、また約 1 年という短期間に判決が出されるデュッセルドルフ裁判所において、エンフォースメントに際して特許権者が有利な判決を得るためには、EPO / GPTO のどちらのルートで特許を取得するのが有利であるかについて質疑がなされた。無効化率の観点で両者を比較することは長官の立場からは躊躇われるものの、進歩性の水準

を考慮すると、GPTO ルートで得た特許の方が強い可能性はあるとの考えを示唆された。GPTO における拒絶率は JPO における最近の高い拒絶率と同等レベルであり、USPTO との比較において、審査の品質はいずれもより高いと言える。

### (3) 審査の迅速化について

審査官は 8～10 月以内に第一審査報告を出す義務を課されているが、優先権主張を伴う外国からの出願の場合、実際には、現在 40 ヶ月かかっている。滞貨は約 13 万件ある。24 ヶ月への短縮が目標で、この 3 年間に審査官を 150 人増員して 750 人としたが、新規採用者へのトレーニングには 3 年は必要と思われる。今後の 3 年で、状況を確認するとのこと。早期の権利化が必要な案件については、無料の早期審査請求 (Urgent Demand) を行う必要がある。

## 9. 最後に

今回は、日本弁理士会として、26 名からなる大規模な訪問団を組織してのドイツ弁理士会への最初の訪問であった。そして、ドイツ弁理士会側も日本弁理士会側の大訪問団を非常に歓迎していただき、そのおかげを以ってクローズドミーティング並びにオープンセミナーも成功裏に実現することができた。

クローズドミーティングにおいては、特に、弁理士試験・研修制度に関し、会務への反映ができる有用な未知の情報を入手することができた。ドイツ弁理士会は、独自の理念に基づき他国では例を見ない試験システムを、ドイツ弁理士会自ら、積極的に関与して実行していることは注目に値する。また、オープンセミナーに関しても、ドイツ弁理士側の日本の知財実務情報に関する意識の高さを認識することができた。

さらに、この機会を利用して、同時に、EPO、連邦特許裁判所、ドイツ特許商標庁を効率よく公式訪問することができ、いずれにおいても非常に丁寧なご対応をいただくと共に各種の詳細なご説明をお聞きすることができ、貴重な情報を入手することができた。

ドイツは、欧州の EPO 加盟国の中でも、歴史的に古くから知財制度を確立し、厳格な審査主義に基づき権利化を図っている工業国である。日本の実用新案法を初めとし、各種法律もドイツ法を範としているものが多く、米国 IDS 問題、ACP 問題等、知財実務においても共通の課題を有する点が多く、また、弁理士の職域、弁理士試験・研修制度に関しても日本における弁理士法改正の検討に際し参考となる点が多いものと思われる。

従って、日本弁理士会としては、今後の欧州での知財に関する情報収集業務に関しては、一昨年の CIPA (英国弁理士会) のみならず PAK (ドイツ弁理士会) とも継続的に情報交換を行いながら有効関係を維持することが日本弁理士会の利益の観点から望ましいと思われる。

また、今回は、本年度正副会長会の方針である、「国際的人材の育成」の理念に則り、広く一般の会員に呼びかけて参加者を募った。国際活動センターとしては初の試みであったが、一般参加者による公式行事へのオブザーバ参加は、非常に成功であったといえる。

一般会員の方々にとり、日本弁理士会の公式行事の機会でなければ、ドイツ弁理士会を公式訪問することは不可能である。従って、一般会員の方々にとっては、今回のツアーに参加されたことそのものにより大きな収穫を得られたものと思われる。

また、一般の会員にとって、これまで、国際活動センターの部会の活動を海外の現場で目にする機会はなく、国際活動センターの実際の活動をオブザーバという形にせよ共有していただいた点は、国際活動センターの活動への理解をいただいた、という点で国際活動センター・弁理士会側にとっても大きな収穫であったと思われる。

最終日の 9 月 20 日の夕刻には、日本弁理士会訪問団が宿泊するホテルにおいて日本弁理士会主催の答礼会を催し、ドイツ弁理士会 Popp 会長を始めとして出席者全員と非常に親しく懇談し、再会を約した。

(原稿受領 2006.2.16)